**大阪府緊急時モニタリング計画・実施要領**

**大阪府緊急時モニタリング計画・実施要領 （概要）**

大阪府危機管理室防災企画課

**緊急時モニタリングの目的（原子力災害対策指針）**

**■原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集**

**■運用上の介入レベル（ＯＩＬ：放射性物質放出後において防護措置を判断するための基準値）に基づく防護措置の実施の判断材料の提供**

**■原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供**

出典：原子力災害対策指針（平成３０年１０月１日一部改正　原子力規制委員会）

**「緊急時モニタリング計画」とは？**

**■原子力災害時に、国が設置する緊急時モニタリングセンター（ＥＭＣ）等において、国の統括の下、関係機関が連携し、上記の目的を達成すべく、迅速かつ効率的に緊急時モニタリングを実施するため、原子力災害対策指針等に基づき、緊急時モニタリング体制の整備や緊急時モニタリングに関する基本的事項を定めたもの**

**※　緊急時モニタリングに関する具体的な実施内容、方法等（構成要員、役割、測定・分析手法、被ばく管理基準等）は「緊急時モニタリング実施要領」に示す**

出典：緊急時モニタリング計画作成要領（平成２６年６月１２日　原子力規制庁監視情報課）

緊急時モニタリング計画・実施要領の策定に至る経緯

原子力災害対策指針改正（平成25年9月）

■「地方公共団体は、国、原子力事業者及び関係指定公共機関と協力して、あらかじめ緊急時モニタリング計画を作成する」

と位置づけられた。

■試験研究炉等については、緊急事態区分、緊急時活動レベル（ＥＡＬ）、原子力災害重点区域、オフサイトセンターの在り方

が未検討⇒⇒⇒国と協議の結果、「緊急時モニタリング計画・実施要領」の**「暫定版」**を策定

**◆主な測定内容**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 緊急事態区　　分 | 測定内容 | 備考 |
| 固定観測局における監視強化 | ｻｰﾍﾞｲﾒｰﾀ、可搬型ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ等による測定 | 放射性ﾖｳ素、環境試料中ｳﾗﾝの測定 | 環境試料中ガンマ線放出核種の分析 |
| 情報収集事　　態 | ○ | △（必要に応じて実施） | ― | ― | 平常時モニタリング |
| 警戒事態 | ○ | △（必要に応じて実施） | △（測定の準備） | ― |
| 施設敷地緊急事態 | ○ | ○ | ○ | ― | 緊急時モニタリング |
| 全　　面緊急事態 | ○ | ○ | ○ | ○ |

原子力災害対策指針改正（平成29年３月、平成29年７月）

試験研究炉等に係る緊急事態区分、緊急時活動レベル、原子力災害重点区域、オフサイトセンターの在り方が示された。当該指針改正内容を踏まえ、大阪府地域防災計画（原子力災害対策編）を修正（平成29年11月）した。

原子力災害時の体制の見直し（原子力事故警戒班の創設等）を行い、大阪府地域防災計画（原子力災害対策編）に反映（平成30年1月）した。

大阪府緊急時モニタリング計画・実施要領の改定（平成31年３月）

原子力災害対策指針（平成29年3月、7月）の内容を踏まえ、暫定版として運用していた「緊急時モニタリング計画・実施要領」を正式版に改定した。

測定・分析方法：環境放射線モニタリング指針（原子力安全委員会）、文部科学省の測定法シリーズ等に準拠

モニタリング要員の被ばく線量：各要員に個人被ばく線量計を携行させ、作業終了時に指示値を記録し、以下の基準値で管理

日管理基準値：10mSv、累積管理基準値：50mSv

サーベイメータ：放射線・放射能を簡便に測定するための携帯用の放射線測定機器（ｱﾙﾌｧ線用、ﾍﾞｰﾀ線用、ｶﾞﾝﾏ線用、中性子線用がある）

可搬型モニタリングポスト：固定観測局の補助として野外に配置する持ち運び式の環境放射線監視装置

環境試料中ウラン濃度の測定：核燃料加工施設（原燃工）の事故発生時に実施する予定

**◆緊急事態区分・実施基準及びモニタリング体制**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 緊急事態区　　分 | 実施基準 | モニタリング体制 |
| 国 | 府、関係市町等、（地独）大安研 | 原子力事業者 |
| 情　報収　集事　態 | ○原子力規制委員会より情報収集事態が発生したことの連絡があったとき○府モニタリング施設において、10分以上又は２地点以上で同時に0.2μSv/h以上の放射線量を検出したとき（ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。） | ― | ■大阪府⇒平常時モニタリングを継続■関係市町等⇒平常時モニタリングに協力 | ― |
| ●原子力事業所所在市町において震度５弱及び震度５強の地震 |
| 警　戒事　態 | ○原子力事業者より警戒事態事象発生の連絡があったとき○原子力規制委員会より警戒事態が発生したことの連絡があったとき○府モニタリング施設において、10分以上又は２地点以上で同時に１μSv/h以上の放射線量を検出したとき（ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。）○事業者放射線測定設備において、10分以上１μSv/h以上の放射線量を検出した旨の連絡があったとき | ＥＭＣ設置準備 | ■大阪府⇒平常時モニタリングを強化EMC設置準備に協力■関係市町等⇒平常時モニタリングに協力■（地独）大阪健康安全基盤研究所　　⇒分析準備 | オンサイトモニタリング |
| ●原子力事業所所在市町において震度６弱以上の地震 |
| 施設敷地緊急事態 | ○原子力事業者からの特定事象発生の通報を受信したとき○府モニタリング施設において、5µSv/h以上の放射線量を検出したとき（ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。） | **「緊急時モニタリングセンター（EMC）」**を設置　　　　 　　センター長　　　　　　 　企画調整ｸﾞﾙｰﾌﾟ　　　　　　 　情報収集管理ｸﾞﾙｰﾌﾟ　　　　　　　　　 　測定分析担当　 |
| 全　　面緊急事態 | ○内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき○府モニタリング施設において、10分以上又は２地点以上で同時に５μSv/h以上の放射線量を検出したとき（ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。）※関係市町等：熊取町、泉佐野市、東大阪市及び泉州南消防組合 |